



令和8年度 高校生 Green Action 助成 応募要項

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会は、「自然と人間との共生」という花の万博の理念の継承と発展を目的に、高校生の活動(部・同好会等)を助成金により支援します。活動を実施される皆様と共に、潤いのある豊かな社会の創造に寄与したいと考えております。

なお、概要は、次のとおりです。

1. 助成の概要

1) 対象分野

国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念に沿うものであって、学校近隣地域における緑化や花壇づくり、花や緑に関わる文化の発展及び交流、自然保全等に寄与するものを対象とします。

2) 対象となる活動

植樹、花壇づくりなどの環境創出や公園や緑地の美化等の活動

生き物の生態調査、保全・保護等に関する活動

公共施設等における生け花やフラワーアレンジメント等の花と緑の文化活動

その他、当協会が必要と認めるもの

※営利を目的としないもの。

※特定の政治、思想、宗教等の活動ではないこと。

※施設管理者や土地所有者等との調整および活動の許可が必要な場合は申請前に得ること。

3) 応募者

部活動等(生徒主体の団体を含む)の顧問・教諭

※応募は1校につき1団体に限ります

4) 助成金

(1)助成する金額

1校あたり10万円まで

(2)助成の対象となる経費

・備品費

・消耗品費

・印刷製本費

※パソコン、プリンター等の「高額で汎用性のあるもの」や「飲食代」、「謝金・賃金」は対象外となります。

※その他、当協会が助成対象として不相当であると判断した費用も対象外です。

2. 応募について

1) 応募書類

「申請書・活動計画書(様式1)」に必要事項を記入し、当協会宛てに提出してください。

申請書類等は、当協会ホームページよりダウンロードしてください。

https://www.expo-cosmos.or.jp/main/green_action/2026/index.html

2) 応募方法

clover@expo-cosmos.or.jp までメールでお送りください。

なお、提出された応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

※必要に応じ提出書類の内容について問合せをすることがありますので、必ず控えをお取りください。

3) 受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)

※応募多数の場合は早期に受付を終了します。(当協会ホームページをご確認ください)

3. 審査及び決定について

1) 審査及び採否の通知

提出された応募書類を審査し、採否を通知します。(7月中下旬予定)

※内容により予算の変更をお願いする場合があります。

※審査経過の内容および採否決定の理由についてのお問合せには応じかねます。

4. 採択決定後の手続きについて ※詳細は、別紙「採択決定後の手続きについて」をご確認ください

1) 助成対象経費について

(1) 支出について

応募時に提出した「申請書・活動計画書(様式1)」に記載された物品等を助成対象とします。

それ以外は原則として、助成対象外です。(花の種類など、軽微な変更は可とします)

助成対象経費の支出方法は、以下の2通りとします。

※(ア)、(イ)いずれの場合も、助成金の交付は**精算払い**です。学校での支払いまたは請求書の受領のみでは助成金は支払われませんので、必ず精算書類一式を当協会へご提出ください。

(ア) 学校による立替払い(後日精算)

学校が物品等を立替払いで購入し、後日、当協会が助成金として精算する方法です。

精算にあたっては、必要書類を添えて当協会へ提出してください。

助成金の振込先は**学校名義の口座のみ**とします。(教諭等の**個人名義の口座への振込は不可**)

レシートを必ず受領し、必要書類とともに当協会へご提出ください。

※**やむを得ずレシートの受領が困難な場合に限り**、領収書による対応も可とします。

(イ) 請求書に基づく支払い(学校経由)

購入業者が発行した請求書に基づき、当協会が直接業者へ支払う方法です。

請求書は**学校にて受領**し、内容を確認のうえ、必要書類とともに当協会へご提出ください。

なお、購入業者から当協会への請求書の直送は認めません。

(2) 購入期間について

助成対象経費は、採択日～令和9年2月28日までに支払いを完了してください。

※本助成は当該年度における活動への支援を目的としております。早めにご購入のうえ、活動にご活用ください。

2) 助成金の支払方法について

助成金の交付は「**精算払い**」とします。

提出された精算書類一式を確認したうえで、助成決定金額を上限として助成金をお支払いします。

なお、助成決定金額を上回る費用については、学校にてお支払いください。
精算請求は、活動期間中を含め、提出期限までの任意の時点で行うことが可能です。
ただし、当協会への精算請求は1回に限るものとし、複数回の請求や、購入ごとの都度精算は認めません。
当協会ホームページより「請求書(様式2)」および「精算書(様式3)」をダウンロードし、必要事項を記入
のうえ、「レシートまたは請求書の原本(コピー不可)」と併せて、助成決定金額分まとめてご提出ください。

提出期限：令和9年3月15日(月) 必着

※「学校による立替払い」の場合、助成金の振込先は学校名義の口座に限ります。
(教諭等の個人名義の口座への振込みは行いません)

3) 活動報告について

当協会ホームページより「活動報告書(様式4)」をダウンロードし、所定の事項を記入のうえ、活動写真
とともに提出してください。

提出期限：令和9年3月15日(月) 必着

※活動報告書記載された内容(学校名・活動内容等)、活動写真および学校所在地等は、当協会の
印刷物やホームページに掲載させていただきます。あらかじめご了承ください。

4) 提出書類の確認および助成金の支給・返還について

必要書類の提出がない場合や、提出書類の内容に不備がある場合、購入内訳が確認できない場合等
には、助成金をお支払いいたしません。

このため、助成金支払い後であっても、「活動報告書(様式4)」の提出がない場合や、提出された活動
報告書により活動の実態が確認できない場合には、既に交付した助成金の返金を求めることがあります。

5. その他

1) 掲示等について

活動の実施にあたっては、「公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会助成事業による活動」である
ことが分かるよう、表示に努めてください。

助成対象となった物品への表示には、当協会から提供する「ステッカー」を積極的にご活用ください。

2) 取り消しについて

申請時の内容に基づいた活動の実施が必須で、実際の内容と乖離が見られる場合は、物品の返却や
返金をしていただく場合がございます。

やむを得ない事情で、活動が実施できない場合は、ご連絡ください。

3) 書類等に係る費用について

書類作成および精算書提出等に係るコピー代、郵送代などの費用は学校でご負担をお願いします。
あらかじめご了承ください。

以上

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-136
公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会
企画事業部 石田
Tel:06-6915-4516
e-mail:clover@expo-cosmos.or.jp